

○三好市有料広告掲載取扱要綱

平成19年3月1日

告示第13号

改正 平成20年3月31日告示第23号

平成27年9月17日告示第65号

平成30年3月26日告示第34号

平成31年3月28日告示第23号

(趣旨)

第1条 この告示は、新たな自主財源の確保と地域経済の活性化を図るため、市が所有する印刷物、ホームページ、物品等(以下「印刷物等」という。)に掲載する有料広告の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の対象)

第2条 広告の掲載ができる公共物等は、次に掲げるものとする。ただし、市長が広告掲載を妥当ではないと認めるときは、掲載できないものとする。

- (1) 市が発行する刊行物及び印刷物
- (2) 市のホームページ
- (3) その他広告掲載が可能と市長が認めるもの

(掲載の範囲)

第3条 印刷物等に掲載することができる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 市の公共性、中立性及び品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に掲げる営業に該当するもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの
- (4) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (5) その他掲載することが適当でないと市長が認めるもの

(掲載の条件)

第4条 広告の掲載を行う印刷物等(以下「広告媒体」という。)並びに広告の位置、規格及び掲載料は、広告媒体ごとに定めるものとする。

(掲載の申込み)

第5条 広告の掲載を希望する者は、三好市有料広告掲載申込書(様式第1号。以下「申込書」という。)に掲載しようとする広告の原稿を添えて、市長に申し込まなければならない。

2 前項による申込みの際は、市長は必要に応じて業務内容等がわかるものの提示を求めることができる。

(広告掲載の決定)

第6条 市長は、前条の申込書を受理したときは、速やかに内容の審査を行い、掲載の可否を決定し、三好市有料広告掲載決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

2 前項の場合において、広告の申込みが広告の募集件数を超え、かつ、それらの広告が第2条各号のいずれにも該当しないときは、次の各号による優先順位によるほか、先着順により掲載の可否を決定するものとする。

(1) 公共団体、公団、公社、公益法人及びこれらに類するものに係る広告

(2) 私企業のうち、公共的性格のある企業で、三好市内に事業所等を有するものに係る広告

(3) 前2号に掲げるもの以外の私企業及び自営業で、三好市内に事業所等を有するものに係る
広告

(4) その他掲載する広告として妥当であると市長が認めるものの広告

3 市長は、掲載を可とする決定をするに際し、必要な条件を付することができる。

(広告物の掲載)

第7条 広告の掲載を可とする決定を受けた者(以下「広告主」という。)は、速やかに掲載しようとする広告の版下原稿を提出しなければならない。

(広告掲載料の納付)

第8条 広告主は、広告掲載料を市長の指定する期日までに一括して納入しなければならない。

ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(広告主の責任等)

第9条 広告の内容に関する責任は広告主が負うものとし、版下原稿及び広告の作成に要する経費は広告主の負担とする。

(掲載の取消し)

第10条 市長は、市の行政運営上支障があるとき、又は指定期日までに版下原稿の提出がなかったとき、若しくは指定期日までに広告掲載料の納入がなかったときは、広告の掲載を取り消すことができる。

2 前項の規定により、広告掲載決定を取り消したときは、三好市有料広告掲載決定取消通知書(様式第3号)により、当該広告主に通知するものとする。

(免責)

第11条 天災事変等の不可抗力その他市の責めによらない原因により生じた損害について、市はその賠償の責めを負わないものとする。

(広告掲載料の還付)

第12条 納付された広告掲載料は、還付しない。ただし、市の責めにより、広告の掲載ができなかったときは、この限りでない。

(審査機関)

第13条 広告媒体に掲載する広告の可否を審査するため、三好市広告審査委員会(以下「審査会」という。)を設ける。

2 審査会の委員長は総務部長を、委員は秘書人事課長、総務課長、市民課長、まると三好 観光戦略課長、商工政策課長、教育委員会学校教育課長をもって充てる。

3 委員長は前項に定める委員のほか、広告媒体及び審査する内容に関連する所管の課長を、臨時の委員として加えることができるものとする。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、秘書人事課長がその職務を代行する。

(会議)

第14条 審査会の会議は、広告内容等、広告の掲載に関して疑義が生じた場合において、委員長が必要と認めたときに、委員長が招集する。

2 審査会の会議は、委員長がその議長となる。

3 審査会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、広告を掲載するそれぞれの広告媒体を主管する課長を審査会に出席させ、その意見又は説明を求めるものとする。

6 委員長は、必要があると認めたときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第15条 審査会の庶務は、秘書人事課広報担当において処理する。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は市長が定める。

附 則

この告示は、平成19年3月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日告示第23号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成27年9月17日告示第65号)

この告示は、告示の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則(平成30年3月26日告示第34号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月28日告示第23号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。